

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月 2日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第21号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
警察署名	名 称	位 置	所 管 区	警察署名	名 称	位 置	所 管 区
香川県東かがわ警察署～香川県三豊警察署	略			香川県東かがわ警察署～香川県三豊警察署	略		
香川県観音寺警察署	栗井駐在所～豊浜交番	略	<u>観音寺市</u> のうち、有明町、観音寺町、琴浪町1丁目、琴浪町2丁目、 <u>榮町</u> 1丁目、 <u>榮町</u> 2丁目、 <u>榮町</u> 3丁目、坂本町1丁目、坂本町2丁目、坂本町3丁目、坂本町4丁目、坂本町5丁目、坂本町6丁目、坂本町7丁目、三本松町1丁目、三本松町2丁目、三本松町3丁目、三本松町4丁目、茂木町1丁目、茂木町2丁目、茂木町3丁目、茂木町4丁目、茂木町5丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、瀬戸町1丁目、瀬戸町2丁目、瀬戸町3丁目、瀬戸町4丁目、	香川県観音寺警察署	栗井駐在所～豊浜交番	略	観音寺市のうち、有明町、観音寺町、琴浪町1丁目、琴浪町2丁目、坂本町1丁目、坂本町2丁目、坂本町3丁目、坂本町4丁目、坂本町5丁目、坂本町6丁目、坂本町7丁目、三本松町1丁目、三本松町2丁目、三本松町3丁目、三本松町4丁目、茂木町1丁目、茂木町2丁目、茂木町3丁目、茂木町4丁目、茂木町5丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、瀬戸町1丁目、瀬戸町2丁目、瀬戸町3丁目、瀬戸町4丁目、高屋町、天神町1丁目、天神町2丁目、天神町

		高屋町、天神町1丁目、 天神町2丁目、天神町 3丁目、南町1丁目、 南町2丁目、南町3丁 目、南町4丁目、南町 5丁目、室本町、八幡 町1丁目、八幡町2丁 目、八幡町3丁目			3丁目、南町1丁目、 南町2丁目、南町3丁 目、南町4丁目、南町 5丁目、室本町、八幡 町1丁目、八幡町2丁 目、八幡町3丁目
箕浦駐在所～箕浦検問所 略					箕浦駐在所～箕浦検問所 略

附 則

この規則は、平成19年11月19日から施行する。